

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援する給付制度(2022年2月1日時点)

	出雲市	島根県(受付終了)	国
制度名	出雲市中小企業者等事業継続支援給付金	①中小企業等事業継続特別給付金 ②飲食店等事業継続特別給付金(要件緩和) ※どちらか一方のみ申請可	事業復活支援金
申請期限	3月18日(延長されました)	1月31日	5月31日
給付金額	10万円(原則)	①中小企業等…:40万円(原則) ②飲食店等…:40~160万円	個人事業主:30~50万円 法人:60~250万円
ホームページ	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1633307005163/index_k.html	①中小企業等 https://www.shimane-kyuufu.jp/page03/ ②飲食店等 https://www.shimane-kyuufu.jp/page02/	https://jigyou-fukkatsu.go.jp/
備考	島根県の給付を受けた事業者への上乗せ給付のため、右の島根県の給付金の決定通知が申請に必要です	受付終了	・申請前に、商工会等での事前確認手続きが必要ですが、過去、一時支援金・月次支援金を受給している場合は、原則、改めての事前確認は不要です。
問合せ先	0853-21-6269	①中小企業等…0120-643-026 ②飲食店等…0120-168-025	0120-789-140